

## 入札参加資格審査申請書入力要領(測量・コンサル)

令和8・9年度淡路市入札参加資格審査申請要領を次のとおりご案内します。

### 利用者登録

本システムから入札参加資格審査申請をするために必要です。入札参加資格審査申請システム操作マニュアルをご熟読の上、事前に下記 URL より利用者登録してください。

WEB 申請 URL <https://bid-entry.com>

### 申請書及び添付資料の様式の入手

淡路市ホームページに、この申請の要領や申請に必要な資料等を掲載していますので、必ずご覧ください。

### 電子入札(淡路市)への登録

市の入札は、原則、電子入札で実施しています(既に登録されている方の再申請及び再登録は不要です。)。

市からID・パスワードの交付を受けていない事業者の方は、ホームページに記載の要領により、交付を受け、兵庫県電子入札共同運営システムから調達機関、淡路市を選択し、交付を受けたID・パスワードでログインして電子入札の登録をしてください。

### 入力例 A.主たる営業所(本社)情報

#### 淡路市 入札参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】

ver.0.0.1

#### 記入例

淡路市で行われる測量・建設コンサルタント等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。

背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。(正しく入力できていない場合もピンク色になります)  
エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。  
行の追加、削除、シートの変更などはできません。

申請上の注意点が書かれていますので、必ずお読みください。

A.主たる営業所(本社)情報	
(1) 郵便番号	6562292 例)1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字のみで入力してください。
(2) 所在地	兵庫県淡路市生穂新島8-6 都道府県から入力してください。 必ず、都道府県から始まる住所でご記入ください。 登記、または住民票上の所在地とは異なる住所を記入した場合、「(1)登記上の所在地」にリストから「一致しない」を選択してください。
(3) 商号又は名称カナ	アワジシケンセツコンサルタントカブシキガイシャ 例)カブシキガイシャススキギー 正式名称を全角カタカナで入力してください。
(4) 商号又は名称	淡路市建設コンサルタント株式会社 例)株式会社鉢木組 正式名称で入力してください。
(5) 代表者役職	代表取締役 正式名称で入力してください。個人の場合は「代表者」と入力してください。
(6) 代表者氏名カナ	アワジ タロウ 全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。
(7) 代表者氏名	淡路 太郎 姓と名は1文字分空けてください。
(8) 電話番号	0799-64-0001 例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
(9) FAX番号	0799-64-2500 例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(10) E-mailアドレス	taro.awaji@test.com 入札(見積合せ)案内等をお送りするメールアドレスを記入してください。 支店・営業所に入札・契約権限を委任する場合は不要です。
(11) 登記上の所在地	一致する 登記、または住民票上の所在地と「(2)所在地」が一致しているかどうかを、リストから選択してください。

## 入力例 B. 契約する営業所情報

実際に入札(契約)を希望する営業所に関する情報を入力してください。

本社の場合は(1)に「しない」を選択し、以下入力は不要です。

B. 契約する営業所情報	
支店・営業所に入札・契約権限を委任する場合、(1)入札・契約権限の委任欄にリストから「する」を選択し、支店・営業所情報を入力してください。	
(1) 入札・契約権限の委任	する リストから選択してください。
(2) 郵便番号	6562131 例)1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字のみで入力してください。
(3) 所在地	兵庫県淡路市志筑1600-1 都道府県から入力してください。
(4) 商号又は名称カナ	アワジシケンセツコンサルタントカブシキガイシャ ツナシテン 例)カブシキガイシャスズキグミ ヒヨウゴエイキョウウショ 正式名称を全角カタカナで入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。
(5) 商号又は名称	淡路市建設コンサルタント株式会社 津名支店 例)株式会社神木組 淡路営業所 正式名称で入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。
(6) 受任者役職	支店長 例)所長 正式名称で入力してください。
(7) 受任者氏名カナ	アワジ ジロウ 全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。
(8) 受任者氏名	淡路 二郎 姓と名は1文字分空けてください。
(9) 電話番号	0799-62-5900 例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
(10) FAX番号	0799-62-5901 例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
(11) E-mailアドレス	jirou.awaji@test.com 入札(見積合せ)案内等をお送りするメールアドレスを記入してください。

## 入力例 C. 担当者情報

システム上、本システムで申請した内容に不備がある場合は、利用者登録で登録した担当者メールアドレスにご連絡することになります(本申請に係る照会のみに利用します)。

ここで入力した『C.担当者情報』と利用者登録で登録した担当者と一致しない事業者、行政書士については、ご注意願います。

C. 担当者情報	
申請書類提出後、内容についてお問い合わせをすることがあります。 作成担当者の方の部署、氏名、連絡先電話番号等をご記入ください。	
この申請書の手続手続きをした方の情報をお入力してください。申請書の確認で問い合わせをする場合があります。 行政書士に依頼している場合は、「D.行政書士情報」に入力してください。	
(1) 担当者部署	総務課 部署がない場合は「本社」又は「本店」と入力し、個人の場合は「本店」と入力してください。

(2) 担当者氏名カナ	アワジ ハナコ 全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。
(3) 担当者氏名	淡路 花子 姓と名は1文字分空けてください。
(4) 電話番号	0799-64-0001 例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
(5) FAX番号	0799-64-2500 半角の数字とハイフンで入力してください。保有していない場合は、入力する必要はありません。
(6) E-mailアドレス	hanako.awaji@test.com 保有していない場合は、入力する必要はありません。

## 入力例 D.行政書士情報

行政書士がこの申請を代行する場合は、『D.行政書士情報』に入力してください。

<b>D. 行政書士情報</b>	
行政書士が代理申請する場合は、(1)代理申請欄にリストから「する」を選択し、行政書士情報を入力してください。	
(1) 代理申請	しない リストから選択してください。
(2) 郵便番号	例)1000001 「- (ハイフン)」を使わず桁の数字のみで入力してください。
(3) 所在地	都道府県から入力してください。
(4) 行政書士氏名カナ	全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。
(5) 行政書士氏名	姓と名は1文字分空けてください。
(6) 電話番号	例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
(7) FAX番号	半角の数字とハイフンで入力してください。保有していない場合は、入力する必要はありません。

代理申請以外の方は「しない」を選択。  
代理申請の方は「する」を選択して、(2)以降の行政書士情報をご記入ください。

## 入力例 E.経営情報

E.経営情報の各欄への入力要領は、下記のとおりです。

<b>E. 経営情報</b>											
(1) 淡路市税の納稅義務	有 リストから選択してください。										
(2) 消費税に係る状況	課税事業者 リストから選択してください。										
(3) 消費税の納稅状況	有 リストから選択してください。										
(4) 資本金の額	10,000 千円										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>直前決算期 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主資本</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計(P)</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table>		区分	直前決算期 (千円)	株主資本	120,000	評価・換算差額等	0	新株予約権	0	計(P)	120,000
区分	直前決算期 (千円)										
株主資本	120,000										
評価・換算差額等	0										
新株予約権	0										
計(P)	120,000										
(5) 损益計算書	税引前当期利益(S) 20,000 千円										

## (6) 貸借対照表

流動資産（千円）(m)	106,000
流動負債（千円）(n)	23,000
固定資産（千円）(l)	46,300
総資本額（千円）(R)	152,300

## (7) 外資状況

該当する外資区分の選択欄にリストから「○」を選択してください。

(b)、(c) の場合は、国名を入力してください。

(d) の場合は、国名、外資比率を入力してください。3か国以上ある場合は上位2か国を入力してください。

外資とは、外国資本がおおむね50%を超える場合を指します。

外資区分	選択	国名	外資比率(%)
(a)外資なし	○		
(b)外国籍会社			
(c)日本国籍会社(外資比率100%)			100 %
(d)日本国籍会社			%
			%

## (8) 営業開始年

平成17 年

和暦で入力してください。

例) 平成15、嘉永元

## (9) 休業又は転(廃)業の期間

から まで

例) 2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。

## (10) 現組織への変更年月日

例) 2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。

## (11) 営業年数

20 年

年数を数字でご記入ください。

## (12) 常勤職員の数

技術職員数	28
事務職員数	4
その他職員数	5
合計	37
役職員等*1	5

\*1「役職員等」は「合計」の内数です。

## (13) 障害者雇用人数

0 人

## (14) 障害者雇用促進法第43条無

リストから選択してください。

## (15) 障害者法定雇用率達成状況

0 人 ※小数点以下は切り捨て

障害者雇用状況報告書から法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数の数値を記入してください。

## (16) ISO9001の取得状況

有 (A.主たる営業所(本社)及びB.契約する営業所(委任先)の両方)

リストから選択してください。

## (17) ISO14001又はエコアクション21の取得状況

有 (A.主たる営業所(本社)及びB.契約する営業所(委任先)の両方)

リストから選択してください。

## (18) ISMS認証の取得状況

有 (A.主たる営業所(本社)及びB.契約する営業所(委任先)の両方)

リストから選択してください。

## (19) プライバシーマーク制度登録番号

抜番なしの8桁で入力してください。無い場合は、入力不要です。

## (20) CPD単位取得者

リストから選択してください。

測量	在籍していない
設計・監理	在籍していない
建設コンサルタント	在籍していない

## ① (1)納税義務

申請する契約先が淡路市内の本社(店)、支店、営業所等の場合は有を選択してください。(淡路市外の場合は無を選択)

## ② (4)資本金の額

申請者の形態の別により、次のとおりとしてください。

個人の場合：空欄

法人の場合：商業登記簿に記載されている資本金の額を入力してください。

※登記事項証明書(商業登記簿謄本)の提出は不要です。

「直前決算時」の欄は、申請しようとする直前の決算により入力してください。

## ③ (4)株主資本

ア 「株主資本」欄は、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式を減じた額を入力してください。(有限会社は、出資払込金、出資申込証拠金の額)

イ 組合の場合は、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を入力してください。

ウ 個人の場合は、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業貸勘定)の額を入力してください。

エ 個人(青色申告)の場合は、確定申告書控えにある貸借対照表から、(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とします。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「4 計」欄もそのまま同じ金額が入ります。

オ 個人(白色申告)の場合は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となります。白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合は、それをもとに自己資本額を入力してください。

## ④ (4)評価・換算差額等

「評価・換算差額等」欄は、その他の有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損金、土地再評価差額金があった場合は、その合計の額を入力してください。

## ⑤ (4)新株予約権

「新株予約権」欄は、新株予約権があった場合にその額を入力してください。

(参考)公益法人における自己資本額

公益法人の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」を見ながら確認できますが、わからない場合は「正味財産増減計算書」で確認してください。

「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

自己資本額	区分	直前決算時 (千円)	貸借対照表	正味財産 増減計算書	財産目録	全部事項 証明書
	株主資本	(1)				資本金
	評価・換算差額等	(2)				
	新株予約権	(3)				
	計	(4)		(4)		資産総額

上記(1)において、社団法人で基本財産の無い場合には「正味財産」となります。

#### ⑥ (5)損益計算書(「税引前当期利益」)欄

ア 直前1年度分決算によって入力してください。

イ マイナスの場合は「-」を最初に入力してください。

#### ⑦ (6)貸借対照表

(「1 流動資産」、「2 流動負債」、「3 固定資産」、「4 総資本額」の各欄)直前1年度分決算によって入力してください。

#### ⑧ (7)外資区分(外資系企業の場合のみ入力)

外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合、下記要領に従って入力してください。

b:外国籍会社 …「国名」欄に外国名を入力してください。

c:日本国籍会社(外資比率 100%)… 100 パーセント外国資本の会社

「国名」欄に外国名を入力してください。

d:日本国籍会社 … 一部外国資本の会社

「国名」欄に外国名を、「(%)」欄に当該国の資本の比率をそれぞれ入力してください。

#### ⑧ (8)～(11)営業年数等

##### (8)営業開始年

入札参加希望業種に係る事業の開始日(2種類以上のときは最も早い開始日)を入力してください。

組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業(個人)が同一性を保持していると認められる場合は、前企業(個人)の創業時をとることができます。また、企業の合併が行われたときは、合併前の各企業のうち古い創業時をとることができます。

##### (9)休業または(転廃)業の期間

当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満の端数は、これを切り捨てます。)を入力してください。

##### (10)現組織への変更

変更した現在の会社(組織)が商業登記された日を入力してください。変更がない場合は入力不要です。

#### (11) 営業年数

「(8) 営業開始年」から申請日までの年数に「(9) 休業または(転廃)業の期間」を引いた年数(1年未満の端数は、これを切り捨てます。)

#### ⑨ (12) 常勤職員の数

「技術職員」、「事務職員」: 申請日現在において、常時雇用している自社の従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を入力してください。

「その他の職員」: 「技術職員」及び「事務職員」以外の自社の従業員の数を入力してください。

「計」: 法人にあっては常勤役員の数を、個人にあっては事業主を含めた人数となります。

「役員数等」: 常勤役員又は事業主の数を「4 計」の内数で入力してください。

#### ⑩ (13) 障害者雇用人数

障害者を雇用している場合は、障害者雇用人数を入力してください。

当面の間、添付資料は不要です。

雇用していない場合は、「0」を入力してください。

#### ⑪ (14) 障害者雇用促進法第43条にかかる報告義務等 (15) 障害者法定雇用率達成状況

詳細は、次の厚生労働省 URL 又は主たる営業者を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に確認してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html)

(15) 障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」を整数止めて記入してください。

#### ⑫ (16) ISO 9001 の取得状況

申請日現在、A.主たる営業所(本社)及び B.契約する営業所(委任先)の両方がISO9001の認証を受けている場合は、リストから「有(A.主たる営業所(本社)及び B.契約する営業所(委任先)の両方)」を選択してください。

※ A.主たる営業所(本社)での申請の場合でも、「有(A.主たる営業所(本社)及び B.契約する営業所(委任先)の両方)」を選択してください(以下(17)、(18)について同じ)。

申請日現在、本社(店)及び支店、営業所等が、JISQ9001:2015(ISO9001:2015)について、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けている場合は、次に掲げる書類を提出してください。

当該認証を確認できる登録証の写し(PDF)(付属書等がある場合は、必ず添付すること。)

(注) 登録証が日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を提出してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。

#### ⑬ (17) ISO 14001 又はエコアクション 21 の取得状況

申請日現在、A.主たる営業所(本社)及び B.契約する営業所(委任先)の両方が登録範囲に含まれている、ISO 14001、エコアクション 21 の認証を受けている場合は、リストから「有(A.主たる営業所(本社)及び B.契約する営業所(委任先)の両方)」を選択してください。

申請日現在、本社(店)及び支店、営業所等が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それに掲げる書類を提出してください。

(1) 申請日現在、JISQ14001:2015(ISO14001:2015)について、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)若しくはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けている場合

当該認証を確認できる登録証の写し(PDF)(付属書等がある場合は必ず添付すること。)

(2) 申請日現在、エコアクション 21 について、一般財団法人持続性推進機構から認証を受けている場合

当該認証を確認できる登録証の写し(PDF)(付属書等がある場合は必ず添付すること。)

※ エコアクション 21 地域事務局判定委員会の開催日及び判定結果の送付日が申請日以前であり、判定結果が「認証・登録を推薦」とされたものについては、当該判定結果の写し(PDF)をもって、認証・登録証の写しに代えることができます。

(注) 登録証が日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を提出してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。

#### ⑭ (18) ISMS 認証の取得状況

申請日現在、A.主たる営業所(本社)及び B.契約する営業所(委任先)の両方がISMS の認証を受けている場合、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関より ISMS 認証済み事業者は、リストから「有(A.主たる営業所(本社)及び B.契約する営業所(委任先)の両方)」を選択してください。

当該認証を確認できる登録証の写し(PDF)(付属書等がある場合は必ず添付すること。)

#### ⑮ (19) プライバシーマーク制度 登録番号

一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されている事業者は、登録番号(半角)(※)枝番なしの 8 桁 例:12345678)を入力してください。そうでない場合は、入力不要です。

当該登録が確認できる登録証の写し(PDF)

#### ⑯ (20) CPD(継続学習制度)単位取得者在籍

CPD(継続学習制度)単位取得者が在籍している場合は、入札する業務区分(「測量」「設計・監理」「建設コンサルタント」)にリストから「在籍している」を選択してください。

(注)平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に単位等を取得した職員が、申請時に在籍していることが必要です。 添付資料は不要です。

## 入力例 F.測量等実績高

F.測量等実績高			
申請する業種の実績高を入力してください。			
(1) 直前2年度分の業務期間	2023/4/1	から	2025/3/31 まで
例)2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。			
(2) 直前1年度分の業務期間	2024/4/1	から	2025/3/31 まで
例)2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。			
業務区分	直前2年度分(千円)	直前1年度分(千円)	直前2ヶ年間の平均実績高(千円)
(3) 测量	12,000	10,000	11,000
(4) 建築関係建設コンサルタント業務	456,300	456,200	456,200
(5) 土木関係建設コンサルタント業務			
(6) 地質調査業務			
(7) 補償コンサルタント業務			
(8) その他			
合計	468,300	456,200	467,200

### F. 测量等実績高(いずれも千円未満四捨五入。税抜き。)

「測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」の各業種のうち、希望する業種について実績高(消費税を含まない額)を入力してください。

希望する業種について、実績が無い場合は「0」を入力してください。

#### ① 業務区分

「入札参加を希望する業務」で希望欄に「○」をリストから選択した業務に対して、測量等実績高を必ず入力する業種区分は以下のとおりです。

「測量」…測量業務を希望した場合

「建築関係建設コンサルタント業務」…設計・監理業務を希望した場合

「土木関係建設コンサルタント業務」…建設コンサルタント及びその他調査を希望した場合

「地質調査業務」…地質調査を希望した場合

「補償関係コンサルタント業務」…補償コンサルタント業務を希望した場合

#### ② 直前2年度分決算

2年度前の決算をいいます。

#### ③ 直前1年度分決算

申請日直前に確定した決算を含む過去1年間分の決算をいいます。

#### ④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高

両決算(②と③)の合計を2で除して得た額をいいます。

ア 希望する業種に実績がない場合は、「0」を入力してください。

イ 各々の金額は、消費税を含まない額とします。

ウ 希望しない業種の実績高は、合算して「その他(希望する業務以外)」欄に入力し、合計欄と提出書類の「財務諸表」損益計算書の売上高を一致(財務諸表が消費税を含む場合は、含まない額に相当する額と一致)させてください。

#### 【業務内容】

業務区分	業務内容
測量	地形測量、空中写真、水中測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築工事(意匠)、建築工事(構造)、電気工事、管工事 (上記の設計、積算、調査、工事監理等)
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸、港湾及び空港、電力土木、道路、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、廃棄物
地質調査業務	地質調査、土質調査等
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、不動産鑑定
その他調査	アスベスト調査、ダイオキシン調査、漏水調査、字限図修正業務など その他(上記業務のいずれにも当てはまらないもの)

※直前2か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(ア) 営業年度を変更したため、申請日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合



直前2年の各営業年度の合計月数:  $A + B = 21$ か月 不足月数  $24 - 21 = 3$ か月

計算式  $[A+B+(C \times 3/12)]/2 = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$

※ 測量等実績高の②「2直前2年度分決算」及び③「3直前1年分決算」には「直前2か年間の年間平均実績高」が計算式で求めた金額になるように入力してください(③「3直前1年分決算」の合計が損益計算書の売上高と一致していない場合も構いません。)。

(イ) 新規に営業を開始して合計月数が24か月に満たない場合

直前2か年間の年間平均実績高は、各営業年度の実績高の合計額  $\times 1/2$  とします。

(ウ) 個人から法人企業に移行し、かつ現企業と前個人とが同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合

全個人又は吸収合併前の各企業の契約実績(ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。

## 入力例 G.有資格者数

下記要領に従って人数を入力してください。有資格者の資格証類の提出は不要です。

6. 有資格者数			
資格種類	人数		
(1) 構造設計一級建築士			
(2) 設備設計一級建築士			
(3) 一級建築士			
(4) 二級建築士			
(5) 一級土木施工管理技士			
(6) 二級土木施工管理技士			
(7) 一級建築施工管理技士			
(8) 二級建築施工管理技士			
(9) 一級電気工事施工管理技士			
(10) 二級電気工事施工管理技士			
(11) 一級管工事施工管理技士			
(12) 二級管工事施工管理技士			
(13) 地籍主任調査員			
(14) 地籍調査管理技術者			
(15) 測量士	6		
(16) 測量士補	2		
(17) 環境計量士			
(18) 不動産鑑定士			
(19) 不動産鑑定士補			
(20) 土地改良換地士			
(21) 土地家屋調査士			
(22) 司法書士			
(23) 第一種電気主任技術者			
(24) 伝送交換主任技術者			
(25) 鐵路主任技術者			
(26) 消防設備士			
(27) 1級造園施工管理技士			
(28) 2級造園施工管理技士			
(29) 地質調査技士			
(30) 福徳業務管理士			
(31) 建築積算士(建築積算資格者)			
(32) 第一種電気工事士			
(33) 第二種電気工事士			
(34) 第二・三種電気主任技術者			
(35) 建築設備士			
(36) 空間情報総括監理技術者			
(37) 地理空間情報専門技術者			
(38) 河川、砂防及び海岸・海洋部門			
(39) 港湾及び空港部門			
R (40) 電力土木部門			
C (41) 道路部門			
M (42) 鉄道部門			
(43) 上水道及び工業用水道部門			
(44) 下水道部門			
資格種類	人数		
(45) 農業土木部門			
(46) 森林土木部門			
(47) 水産土木部門			
(48) 廃棄物部門			
R (49) 造園部門			
C (50) 都市計画及び地方計画部門			
M (51) 地質部門			
(52) 土質及び基礎部門			
R (53) 鋼構造及びコンクリート部門			
C (54) トンネル部門			
M (55) 施工計画、施工設備及び積算部門			
(56) 建設環境部門			
(57) 機械部門			
(58) 電気電子部門			
(59) 農業部門			
(60) 森林部門			
(61) 上下水道部門			
(62) 電気電子部門			
(63) 機械部門			
(64) 情報工学部門			
(65) 応用理学(地質)			
(66) 水産部門			
(67) 総合技術監理部門(地質を除く対象科目)			
(68) 卫生工学部門			
(69) 地質調査			
(70) 総合技術監理部門(地質調査)			
(71) 建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋		
(72)	港湾及び空港		
(73)	電力土木		
(74)	道路		
(75)	鉄道		
(76)	都市計画及び地方計画		
(77)	土質及び基礎		
(78)	鋼構造及びコンクリート		
(79)	トンネル		
(80)	施工計画、施工設備及び積算		
(81)	建設環境		
(82) 国土交通省登録技術者資格(上記有資格者数を除く)	橋梁(鋼橋)	点検	
(83)		診断	
(84)	橋梁(コンクリート橋)	点検	
(85)		診断	
(86)	トンネル	点検	
(87)		診断	
(88) 公共用地経験者			

- ア 申請日現在において在籍している有資格者数を、該当する資格等の欄に入力してください。
- イ RCCM及び技術士のうち建設部門については、部門ごとの内訳としています。
- ウ 1人で2つ以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。ただし、1・2級、士・士補の資格を同一人が有している場合は、上位の資格のみ計上してください。
- エ 消防設備士の免状について、甲種(特類、第1類～第5類)及び乙種(第1類～第7類)を同一人が有している場合であっても、「1人」と計上してください。
- オ 1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄には計上せず、構造設計1級建築士又は設備設計1級建築士として計上してください。
- カ 構造設計及び設備設計の両方の交付を受けている者は、それぞれ重複して計上してください。
- キ 有資格者数に入力できるのは、技術職員名簿(様式5)に入力した範囲に限ります。
- ク 國土交通省登録技術者資格の欄については、別表1「点検・診断分野における國土交通省登録技術者資格(道路関係)」に掲げる有資格者数のそれぞれの計を入力してください。なお、RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)及びRCCM(トンネル部門)については、國土交通省登録技術者資格の有資格者数には含めないでください。
- (注) 有資格者数として入力する人数と、技術職員名簿(様式5)に入力する「法令による免許等」の件数が同数になっているか必ず確認してください。

## 入力例 H.業務情報

(1)～(3)テクリス・PUBDIS・AGRISに登録している場合は、それぞれに入力してください。

登録していない場合は、入力不要です。

H. 業種情報			
業務区分・部門	希望	登録	
(1) テクリスの企業ID 測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)における企業IDを入力してください。	1234567890		
(2) PUBDISの会社コード 公共建築設計者情報システム(PUBDIS)における会社コードを入力してください。	12345678		
(3) AGRIS番号 農林省登録事業者測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)におけるAGRIS番号を入力してください。	12345678901		
入れる希望を希望する業務の希望欄にリストから「〇」を選択してください。			
業務区分・部門	希望	登録	
(4) 测量	地形	〇	
(5)	空中		
(6)	水中		
(7) 地質調査	地質		
(8)	土質		
(9) その他調査・業務	騒音		
(10)	振動		
(11)	日照		
(12)	水質		
(13)	その他 *1		
(14) 建築関係建設	建築(意匠)		
(15) コンサルタント(設計・監理)	建築(構造)		
(16)	電気		
(17)	管		
業務区分・部門	希望	登録	
(26) 土木関係建設コンサルタント	森林土木		
(27)	造園		
(28)	都市計画及び地方計画		
(29)	地質		
(30)	土質及び基礎		
(31)	鋼構造及びコンクリート		
(32)	トンネル		
(33)	施工計画、施工設備及び積算		
(34)	建設環境		
(35)	機械		
(36)	水産土木		
(37)	電気電子		
(38)	廃棄物		
(39) 福祉関係コンサルタント	土地調査		

(18)	土木関係建設	河川、砂防及び海岸・海洋		
(19)	コンサルタント	港湾及び空港		
(20)		電力土木		
(21)		道路		
(22)		鉄道		
(23)		上水道及び工業用水道		
(24)		下水道		
(25)		農業土木		

(40)	ノート	土地評価		
(41)		物件		
(42)		機械工作物		
(43)		営業補償・特殊補償		
(44)		事業損失		
(45)		補償閑遠		
(46)		不動産鑑定		

\*1 その他調査・その他業務の内容を具体的に(47)に入力してください。  
アスベスト、ダイオキシン、漏水調査、字限図修正業務を希望する場合もここにその名称を記載してください。

(47) その他 調査・業務内容

## ア 測量

「測量」を希望する場合は、本社(店)及び支店・営業所等の両方が、測量法に基づく測量業者の登録を受けていることが必要です。

### イ その他調査・業務 その他

「その他調査・業務」の「その他」を希望する場合は、希望欄に「○」を選択し、下欄(47)に調査名称等を簡潔に入力してください。

(例:アスベスト調査、ダイオキシン調査、漏水調査、字限図修正業務など)

## ウ 設計・監理

「設計・監理」のうち、「建築工事(意匠、構造)」を希望する場合は本社(店)及び支店営業所等の両方が、所在するそれぞれの都道府県で建築士事務所登録を受けていることが必要です。

(例) 東京本店が神戸支店に委任する場合は、東京都と兵庫県両方の建築士事務所登録が必要です。

### エ 建設コンサルタント、補償コンサルタント

(ア) 「希望」欄は、淡路市の入札参加を希望する部門欄にチェックを入力してください。

(イ) 入札参加を希望する部門のうち、国土交通省の建設コンサルタント登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録がある部門については、登録欄の当該部門にリストから「○」を選択してください。

(ウ) 国土交通省の登録を受けていない部門について、入札参加を希望することはできますが、国土交通省の登録を受けているか否かを考慮することがあります。

(エ) 申請後、入札参加を希望している部門について、後に国土交通省の登録を受けた場合は、変更届で申請してください。

(48) 登録を受けている事業

登録を受けている事業の登録番号及び登録年月日を入力してください。  
記載されていない登録事業を入力する場合は、空欄に登録事業名から入力してください。

登録事業名	登録番号 例)01-012345	登録年月日 例)2025/4/1
測量業者	11-111111	2024/4/1
地質調査業者		
建築土事務所		
建設コンサルタント		
補償コンサルタント		
不動産鑑定業者		
土地家屋調査士		
司法書士		
計量証明事業者		

(49) 建築士事務所登録区分

リストから選択してください。

(50) 計量証明事業登録区分

登録を受けている事業区分の登録の有無欄にリストから「〇」を選択してください。

事業区分	登録の有無
濃度	
各圧レベル	
振動加速度レベル	

ア 登録事業名ごとに該当する場合に、登録番号と登録年月日を入力してください。

測量業者：測量法第55条による登録を受けている場合

※1 測量業務を希望する場合は、必ず入力してください。

地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合

建築士事務所：建築士法第23条による登録を受けている場合

※2 「設計、監理」の「建築工事(意匠、構造)」を希望する場合は、必ず入力してください。(49)欄にもリストから選択し入力してください。

建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合

補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第2条による登録を受けている場合

補償コンサルタント業者のうち不動産鑑定、土地家屋調査士及び司法書士の登録を受けている場合は、その内容について入力してください。

※ 土地家屋調査士及び司法書士に係る登記業務を専門に行っている事業者は、役務の提供で申請してください。

不動産鑑定業者：不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合

土地家屋調査士：土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて入力してください。)

司法書士：司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合

計量証明事業者：計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合(50)欄にも該当するものに「○」リストから選択して入力してください。

その他の登録等を受けている場合等には、登録事業名等を空白の欄に入力してください。

## G. 関連する会社

淡路市の(測量・建設コンサルタント等)競争入札参加資格審査申請をする会社の商号又は名称及び所在地を入力してください。関係する会社がない場合は、入力不要です。

### I. 関連する会社

淡路市の(測量・建設コンサルタント等)競争入札参加資格審査申請をする会社の商号又は名称及び所在地を入力してください。  
関係する会社がない場合は、入力不要です。

商号又は名称	所在地
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	
(11)	

## 関係する会社の定義

### ア 資本関係が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同

じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

### イ 人的関係が次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する場合

ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により、業務を執行しないことされている取締役

2 会社法第402条第1項に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により、業務を執行しないことされている社員を除く。)

4 組合の理事

5 その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げるものに準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

(イ) 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と夫婦(パートナー含む)、親子の関係にある場合

(ウ) 一方の会社等の代表権を有する者から契約権限を委任された者(以下「受任者」という。)が、他方の会社等の役員又は受任者を現に兼ねている場合

(エ) 一方の会社等と他方の会社等の営業所が一棟の建物内の同室にある場合

(才) その他上記ア、イ及びウの(ア)から(エ)までと同等なものと市長が判断した場合

会社法第2条(抜粋)

(3) 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(3)の2 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

(4) 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(4)の2 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

会社法施行規則第2条第3項(抜粋)

3(2) 会社等 会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体をいう。

会社法施行規則第3条第2項(抜粋)

2 法第2条第4号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

別表1

資格名	試験実施機関	橋梁 (鋼橋)		橋梁 (コンクリート橋)		トンネル	
		点検	診断	点検	診断	点検	診断
道路橋点検士	一般財団法人橋梁調査会	○		○			
道路橋点検士補		○		○			
RCCM(鋼構造及びコンクリート)(注)	一般社団法人建設コンサルタント協会	○	○	○	○		
RCCM(トンネル)(注)						○	○
一級構造物診断士	一般社団法人日本構造物診断技術協会	○	○	○	○		
二級構造物診断士		○		○			
土木鋼構造診断士	一般社団法人日本鋼構造協会	○	○	○	○		
土木鋼構造診断士補		○		○			
上級土木技術者(橋梁)コースB	公益社団法入土木学会	○	○	○	○		
上級土木技術者(トンネル・地下)コースB						○	○
上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA		○	○	○	○		
上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB		○	○	○	○		
一級土木技術者(橋梁)コースB		○		○			
一級土木技術者(トンネル・地下)コースB						○	
一級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA		○		○			
特定道守コース		○		○		○	
特定道守(鋼構造)コース	国立大学法人長崎大学		○				
特定道守(コンクリート構造)コース					○		
道守コース		○	○	○	○	○	
道守補コース		○		○		○	
コンクリート構造診断士				○	○	○	○
プレストコンクリート技士	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会			○			
コンクリート診断士				○			
主任点検診断士							
点検診断士	一般財団法人阪神高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○
橋梁点検士		○		○			
橋梁診断士	国立大学法人名古屋大学		○		○		
インフラ調査士 橋梁(鋼橋)		○					
インフラ調査士 トンネル	一般社団法人日本非破壊検査工業会					○	
インフラ調査士 橋梁(コンクリート橋)				○			
社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	○	○	○	○	○	○
土木設計技士	職業訓練法人全国建設産業教	○		○		○	

	育訓練協会						
四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	○	○	○	○	○	○
社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	○	○	○	○	○	○
橋梁点検技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	○		○			
都市道路構造物点検技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○
高速道路点検士(土木)	公益財団法人高速道路調査会	○		○		○	
高速道路点検診断士(土木)		○	○	○	○	○	○
1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	公益財団法人工木学会	○		○			
建造物保全技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会			○			
建造物保全上級技術者					○		
ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテンス技術者育成協議会審査委員会	○		○		○	
構造物の補修・補強技士	一般社団法人リペア会	○	○	○	○		
ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	○		○			

(注1) RCCM(「鋼構造及びコンクリート」及び「トンネル」)の有資格者数は、「G有資格者数」欄(51)(52)の RCCM「鋼構造及びコンクリート部門」及び「トンネル部門」に直接入力し、この表の他の有資格者数との合計には含めないでください。

(注2) 1人で2つ以上の資格を有している場合(上記表の縦方向)は、重複計上しないでください。  
1人が1つの資格において、橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)及びトンネルの各点検・診断の計上(上記表の横方向)については、重複計上してください。